スポーツ仲裁研究会　「我が国におけるドーピング・コントロール実務」

2005 年 7 月 23 日（土）

JADA 事務局　浅川　伸

１．　世界アンチ・ドーピング機構（WADA）
- スポーツ界と各国政府が協調して設立。（1999 年 11 月）
- スポーツ界側と政府側が５０：５０の比率で支援。
- アンチ・ドーピングに関するルール、処罰の統一化。

２．　世界アンチ・ドーピング規程（WADA code）
- 2003 年３月　コペンハーゲンで開催されたアンチ･ドーピング世界会議にて採択。
- 添付の国際競技連盟、主要競技会組織委員会、国内オリンピック委員会などが受諾。
- WADA code を受諾した団体は、規程に則った施策の実施が義務づけられる。
  - ＊ 国内プログラムにて International Standards を遵守した施策の実施義務あり。
    - ➢ 禁止リストは原則として１年に１回の更改。

３．　日本アンチ・ドーピング機構（JADA）
- 日本国内におけるアンチ・ドーピング活動の統括組織。
- 日本アンチ・ドーピング規程（2004 年７月）の策定。国内ルール成立。

４．　ドーピング検査
- 現状の検査実施手順のみでは、透明性・中立性において問題を指摘されかねない。
- JADA が独自に実施する検査件数の増加が緊急課題。

５．　結果管理
- 陽性が疑われる分析結果が報告された場合

  ＊競技者への通知前に実施する確認事項
    - ➢ 書類、手続きの不備の有無を確認（初期確認）
    - ➢ 生理学的・理学的状態が原因か否かの確認（追加調査）
    - ➢ TUE 付与の有無の確認

  ＊競技者への通知後
    - ➢ 暫定的資格停止処分
    - ➢ 選手が希望すれば B 検体の分析
    - ➢ 陽性が疑われる分析結果が報告された場合
- 聴聞手続き
  - ＊ 一次審査（加盟団体・JADA 加盟）
  - ＊ 最終審査（規律パネル）
- 制裁措置
  - ＊ 禁止物質、検体採取拒否、改ざん　→　１回目：２年間資格停止
  - →　２回目：一生涯資格停止
- 上訴
  - ＊ 国際レベル競技者　→　CAS へ
  - ＊ 国内レベル競技者　→　日本スポーツ仲裁機構へ